

産業サポートネットやすぎ 新商品新技術開発支援補助金交付要綱

産業サポートネットやすぎ
平成26年4月1日
(平成29年4月1日改正)

(目的)

第1条 この要綱は、安来市内の中小企業者等が新分野進出又は新規受注のために新製品・新技術の開発を行う経費を助成し、競争力のある製品・技術力をもつ中小企業者等の創出を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 組合等 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体

イ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会

ウ 一般財団法人又は一般社団法人

エ 共同出資会社（会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく株式会社又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）の規定に基づく特例有限会社、旧合名会社等及び新合名会社等で、3分の2以上を中小企業者が出資し、かつ、構成員たる中小企業者の利益となる事業をその目的とするものをいう。）

オ その他法律に基づき設立された組合又は連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業者であるもの

(2) 任意グループ 構成員のうち2分の1以上が中小企業者で、構成員たる中小企業者の利益となる事業を目的とするものをいう。

(3) 農業従事者グループ 規約をもって組織された農業生産組織及び農産物加工組織をいう。

(4) 財団助成型事業 公益財団法人しまね産業振興財団が、ものづくり関連の新たな事業分野への挑戦や新規受注開拓に向けた試作開発を行う企業又は組合に対して、当該財団が制定した革新型研究開発助成金交付要綱及び取引拡大型試作開発助成金交付要綱に基づき助成する事業をいう。

(補助金の交付)

第3条 産業サポートネットやすぎ（以下「SSY」という。）は、毎年度予算の範囲内で、新商品新技術開発支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象者は、次に掲げる者とする。ただし、補助金の交付は、1団体当たり毎年度1回を限度とする。

(1) 安来市内に事業所を有する中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、組合等又は任意グループ

(2) 安来市内において農業を営む農業従事者グループ

(3) その他SSYが認める団体

2 「財団助成型事業」の補助金交付対象者は、前項の規定にかかわらず、安来市内に事業所を有する企業又は組合で、公益財団法人しまね産業振興財団から第2条第4号の規定による助成を受けたものとする。

3 前項及び前々項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の対象としないものとする。

- (1) 申請時において、市税の滞納をしている者
- (2) 法令違反等により、何らかの拘束を受けている者
- (3) 不渡り処分等により金融機関との取引が停止中の者
- (4) この要綱に定める事項を遵守できない者

(補助対象等)

第5条 補助金交付の対象となる事業区分、補助事業の内容、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請)

第6条 「チャレンジ事業」の補助金の交付を受けようとする者は、事業の開始前に新商品新技術開発支援補助金(チャレンジ事業)交付申請書(様式第1号)に次に掲げる資料を添えてSSYに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 市税に滞納のないことを示す書類
- (3) その他SSYが必要と認める書類

2 「財団助成型事業」の補助金の交付を受けようとする者は、新商品新技術開発支援補助金(しまね産業振興財団助成型事業)交付申請書(様式第3号)に次に掲げる資料を添えてSSYに提出しなければならない。

- (1) しまね産業振興財団助成事業による助成金交付確定通知の写し
- (2) しまね産業振興財団助成事業の申請書の写し
- (3) しまね産業振興財団助成事業の実績報告書の写し
- (4) 市税に滞納のないことを示す書類
- (5) その他SSYが必要と認める書類

(交付決定)

第7条 SSYは、前条に規定する交付申請があったときは、これを審査し、その目的、金額等が適正であると認めたときは、速やかに交付決定を行い、新商品新技術開発支援補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請した者に通知するものとする。

2 前項の審査、交付決定について、「チャレンジ事業」の補助金の交付申請額200,000円以上のものについては、SSYにおいて支援審査会議に付託する。

3 審査の基準、支援審査会議については、別に定める。

(補助条件)

第8条 前条の交付決定を行うに当たっては、SSYは、事業の適正な遂行に必要なであると認める場合には計画の変更及びその他の条件を付することができる。

(申請内容等の変更)

第9条 交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに新商品新技術開発支援補助金変更申請書(様式第5号)をSSYに提出しなければならない。

(1) 事業に要する経費の配分又は事業の内容を変更するとき。(変更後の計画の内容が当初の目的又は効果を変更しない軽微な変更である場合を除く。)

(2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 S S Yは、前項の規定により変更申請書が提出されたときは、これを審査し、変更を承認する場合は新商品新技術開発支援補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第10条 「チャレンジ事業」の補助事業者は、事業が完了したときは、その成果を記載した新商品新技術開発支援補助金(チャレンジ事業)実績報告書(様式第7号)にS S Yが必要と認める書類を添えてS S Yに提出しなければならない。

2 前項の実績報告書の提出期限は、当該事業の終了の日から14日以内とする。

(補助金の支払)

第11条 S S Yは、前条の実績報告書が提出されたときは、必要な検査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新商品新技術開発支援補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者へ通知するものとする。

2 S S Yは、第6条第2項の規定による補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を審査し、必要に応じて調査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、新商品新技術開発支援補助金交付決定及び確定通知書(様式第9号)により補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、新商品新技術開発支援補助金請求書(様式第10号)をS S Yに提出しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、S S Yが別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月13日から施行する。

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業区分	補助事業の内容	補助対象経費	補助率及び限度額
チャレンジ事業	購入予定者から具体的オファーがあるなど、市場からの引き合いが存在する製品の製品開発及び試作開発・改良及び、新製品を生産するための技術開発を行う事業	原材料等購入費（販売（試験的な販売も含む）する新商品等の原材料費は、補助対象外）、機械装置又は工具器具等のリース費、試作、改良、借用又は修繕に要する経費、外注加工費、技術指導受入費、検査費、研修費、旅費宿泊費、その他 SSY が特に必要と認める経費	補助対象経費合計額の2分の1以内（1,000円未満切捨）、限度額50万円
財団助成型事業	しまね産業振興財団の革新型研究開発助成金交付要綱及び取引拡大型試作開発助成金交付要綱により助成を受けた事業	しまね産業振興財団の革新型研究開発助成金交付要綱及び取引拡大型試作開発助成金交付要綱に掲げる経費	しまね産業振興財団の助成金交付確定額の3分の1以内（1,000円未満切捨）、限度額100万円